

＊北海道公報

発行 北海道庁
編集 総務局
文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（感染症対策課）	64
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	64
○土地改良事業計画の変更の認可……………（農業施設管理課）	64
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	65
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	65
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	65
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	65
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	65
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（維持管理防災課）	65
○河川区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課）	66
○河川予定地の指定の一部改正……………（維持管理防災課）	66
○津波災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	66
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	66
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	69
道立病院告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	69
道労働委員会告示	
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に関する認定……………	71

告 示

北海道告示第409号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
令和5年8月25日
北海道知事 鈴木直道

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（バロキサビルマルボキシル）

行政備蓄用ゾフルーザ錠20mg
118,400錠（59,200人分）

2 随意契約の相手方を決定した日
令和5年8月3日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 塩野義製薬株式会社
(2) 住 所 大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号

4 随意契約に係る契約金額
127,049,120円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第410号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年8月25日
北海道知事 鈴木直道

認可年月日 土地改良区名
令和5.8.14 多度志土地改良区
同 栗山土地改良区
同 蘭越土地改良区
令和5.8.16 秩父別土地改良区

北海道告示第411号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、令和5年8月16日、訓子府土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。
この認可については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年8月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和5年8月25日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名	土地改良施設名	管	理	規	程	の	概	要
蘭越土地改良区	鮎川頭首工	維持、操作	その他管理について必要な事項を定めている。					
同	富岡頭首工	同						

北海道告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（新沼2地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、令和5年8月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年8月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第414号

道営土地改良（網走藻琴地区（区画整理、客土、暗渠排水））事業の工事を令和4年12月22日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年8月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第415号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和5年8月25日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内716の1・716の11・716の12・716の25（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年8月25日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 檜山郡江差町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山振興局産業振興部林務課及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第417号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第

49条の規定により、次のとおり告示する。 その関係図面は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 令和5年8月25日 北海道知事 鈴木直道 1 河川 の 名 称 一級河川十勝川水系渋山川 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年8月25日 3 廃川敷地等の位置 （左岸）河西郡芽室町渋山9線10番7、同17番20 （右岸）河西郡芽室町渋山9線10番7、河西郡芽室町渋山8線16番13 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 44,405.52㎡ 北海道告示第418号 昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 令和5年8月25日 北海道知事 鈴木直道 表の1一級河川渋山川の項図面の欄中「第5号図まで」を「第3号図まで、第4号図の2及び第5号図の2」に改める。 北海道告示第419号 昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 令和5年8月25日 北海道知事 鈴木直道 表の1一級河川渋山川の項図面の欄中「第5号図まで」を「第3号図まで、第4号図の2及び第5号図の2」に改める。 北海道告示第420号 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。 令和5年8月25日 北海道知事 鈴木直道 1 津波災害警戒区域の表示 (1) 市町村 紋別市 (2) 大字等 渚滑町川向、渚滑町一丁目、渚滑町二丁目、渚滑町三丁目、渚滑町四丁目、 渚滑町五丁目、北浜町一丁目、北浜町三丁目、真砂町四丁目、真砂町五丁目、弁天町一丁目、弁天町二丁目、弁天町三丁目、港町一丁目、港町二丁目、港町三丁目、港町四丁目、港町五丁目、港町六丁目、港町七丁目、港町八丁目、新港町一丁目、新港町二丁目、新港町三丁目、新港町四丁目、本町八丁目、南が丘町一丁目、南が丘町二丁目、南が丘町七丁目、海洋公園、元紋別、小向、沼の上（次の図のとおり） 2 基準水位 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 総合振興局告示及び振興局告示 北海道後志総合振興局告示第11号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和5年8月25日 北海道後志総合振興局長 猪口浩司 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 粒状凍結防止剤（混合塩化物）（1キログラム当たりの単価） 722,000キログラム イ すべり止め材（事業課） （ア） 砕石500キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 51,000キログラム （イ） 砕石20キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 14,000キログラム （ウ） 砕石2キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 4,000キログラム ウ すべり止め材（余市出張所） （ア） 砕石500キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 1,000キログラム （イ） 砕石20キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 6,000キログラム （ウ） 砕石2キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 1,000キログラム エ すべり止め材（蘭越出張所） （ア） 砕石500キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 55,000キログラム （イ） 砕石2キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 1,000キログラム オ すべり止め材（共和出張所） 砕石500キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） 23,000キログラム カ すべり止め材（真狩出張所）

碎石2キロ袋詰（1キログラム当たりの単価） アからカまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 令和5年11月1日から令和6年3月31日まで (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の規格・品質等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和5年8月25日（金）から同年9月21日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入札日時 令和5年10月11日（水）午前10時（送付による場合は、同月	10日（火）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道後志総合振興局のホームページ（https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 (1) 1の(1)のア、オ及びカ 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 (2) 1の(1)のイからエまで 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 (3) 電話番号 0134-25-2143 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Granular cryoprotectant (A mixed chloride) 722,000 kg b(a) Anti-skid materials (Crushed stone 500 kg / sack) For Jigyoka 51,000 kg (b) Anti-skid materials (Crushed stone 20 kg / sack) For Jigyoka 14,000 kg
--	---

- (c) Anti-skid materials (Crushed stone 2 kg / sack) For Jigyoka 4,000 kg
- c (a) Anti-skid materials (Crushed stone 500 kg / sack) For Yoichi branch 1,000 kg
- (b) Anti-skid materials (Crushed stone 20 kg / sack) For Yoichi branch 6,000 kg
- (c) Anti-skid materials (Crushed stone 2 kg / sack) For Yoichi branch 1,000 kg
- d (a) Anti-skid materials (Crushed stone 500 kg / sack) For Rankoshi branch 55,000 kg
- (b) Anti-skid materials (Crushed stone 2 kg / sack) For Rankoshi branch 1,000 kg
- e Anti-skid materials (Crushed stone 500 kg / sack) For Kyowa branch 23,000 kg
- f Anti-skid materials (Crushed stone 2 kg / sack) For Makkari branch 4,000 kg
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., October 11, 2023
(If mailed, bids must arrive no later than October 10, 2023)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan
Phone : 0134-25-2143

北海道渡島総合振興局告示第111号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年8月25日

北海道渡島総合振興局長 田 中 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 13台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和6年3月1日から令和12年2月28日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 令和5年8月25日（金）から同年9月14日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

なお、電子メール（アドレス：oshima.somu20@pref.hokkaido.lg.jp）により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式は、PDF、Word又はExcelとすること。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
(送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係)
- (2) 入札日時 令和5年9月26日（火）午後2時30分（送付による場合は、同月22日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和5年6月16日付け北海道渡島総合振興局告示第91号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道渡島総合振興局のホームページ（https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/juhin_nyusatu.html）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課需品係 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 (3) 電 話 番 号 0138-47-9416 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 13 sets B Bid tendering date and time : 2:30 P.M., September 26, 2023 (If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., September 22, 2023) C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9416 北海道十勝総合振興局告示第1018号	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年8月25日 北海道十勝総合振興局長 芳 賀 是 則 1 落札に係る物品等の名称及び数量 北海道土木工事設計積算電算システム端末機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）4台分 2 落札を決定した日 令和5年8月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社朝日 (2) 住 所 帯広市西7条南5丁目2番地 4 落札金額 25,740円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年6月27日付け北海道十勝総合振興局告示第1012号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地 <tr> <td colspan="2">道 立 病 院 告 示</td></tr> 北海道立江差病院告示第34号 次のとおり一般競争入札を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和5年8月25日 北海道立江差病院長 伊 藤 靖 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 放射線科情報システム等（PACS・RIS）及び関連機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価） ア リプレースサーバ機 一式 イ 放射線部門システム（RIS） 一式	道 立 病 院 告 示	
道 立 病 院 告 示			

- ウ クラウド型医療画像保管伝送システム（PACS） 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 機器の選定に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した書類を提出すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和5年8月25日（金）から同年9月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043-0022 檜山郡江差町字伏木戸町484番地
 北海道立江差病院総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道立江差病院総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院1階リハビリカンファレンス室

- (2) 入札日時 令和5年10月5日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月4日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、北海道立江差病院のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/esb/nyusatu7.html>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道立江差病院総務課
- (2) 所在地 郵便番号 043-0022 檜山郡江差町字伏木戸町484番地
- (3) 電話番号 0139-52-0036
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Hospital information systems and related equipments 1 set
- a Replace Server 1 set
- b Radiology information system 1 set
- c Picture Archiving and Communication system 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., October 5, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than October 4, 2023)

C Contact : General Affairs Division, Hokkaido Esashi hospital, Aza Fushikido-cho 484,
Esashi-cho, Hiyama-gun, Hokkaido 043-0022 Japan
Phone : 0139-52-0036

道 労 働 委 員 会 告 示

北海道労働委員会告示第1号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和5年7月28日認定したので、次のとおり告示する。

令和5年8月25日

北海道労働委員会会長 國 武 英 生

札幌市交通局の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業等の職員が次の表に掲げる者の全部又は一部に限られているものを除く。）については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
札幌市交通局	局長 部長 課長、教習所及び指令所の所長 総務課庶務係長、総務課職員係長、経営計画課経営計画係長、経営計画課経理係長、業務課事務係長、業務課運転係長、運輸課南北線乗務係長、運輸課東西線乗務係長、運輸課東豊線乗務係長、施設課計画係長、車両課真駒内検修係長、車両課大谷地検修係長及び車両課二十四軒検修係長 総務課職員係員